



議案第五十七号

大柿地区沼場整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり大柿地区沼場整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二條第二項の規定により、本議会の承認を求める。

昭和五十年六月九日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五〇年六月九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

記

一 事業名 山村地域^域農林漁業特別対策事業(庄場整備)

二 施行場所 東伯郡三朝町大字大柿地内

三 経費の賦課基準 一〇アール当り 一五三〇〇〇円

四 徴収の時期 昭和五十年十二月一日から

昭和五十二年三月三十一日まで

五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例(昭和四十五年三朝町条例第十八号)の

例による。